(前 略)

(事務本部)

- 第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部、プロボストオフィス及び監査担当事務室を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。
- 2 前項の部に部長を、課に課長を、プロボストオフィス及び室に室長を置く。
- 3 (略)

(中略)

(職責)

第10条 事務本部に置く部の部長、プロボストオフィス室長<u>及び</u>監査担当事務室長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下に部、プロボストオフィス<u>及び</u>監査担当事務室の事務を掌理し、共通事務部の事務部長は、別表2第3欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。

 $2 \sim 10$  (略)

(中略)

## 別表1 (第4条関係)

212C = () 0 = > C 00  111				
部・室	課・室			
(略)				
監査担当事務室	_			

別表 2 (略)

別表3 (第8条関係)

77740	(N) O V	ZI //\/					
1 組	2	特命事項	į	3	設置	4	必要
織				組織	• 職	事項	原を定
						め	る者
(略)							
プロボ	プロボン	ストが行う	業務	プロ	ボス	プロ	ボス
ストオ	に係る事	務に関し、	必要	トオ	フィ	1	
フィス	な企画立	案、連絡語	周整そ	ス担	当部		
	の他の支	援を行うこ	こと。	長			
(略)							

別表 4 別表 5 (略)

(事務本部)

改

第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部、プロボストオフィス、監査担当事務室及び公正調査監査室を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く

正.

2 (同 左)

(職責)

第10条 事務本部に置く部の部長、プロボストオフィス室長、監査担当事務室長及び公正調査監査室長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下にそれぞれ部、プロボストオフィス、監査担当事務室及び公正調査監査室の事務を掌理し、共通事務部の事務部長は、別表2第3欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。

2~10 (同 左)

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

部・室	課・室		
(同	左)		
監査担当事務室	_		
公正調査監査室			

別表 2 (同 左)

別表3 (第8条関係)

1 組	2 特命事項	3 設置	4 必要					
織		組織・職	事項を定					
			める者					
	(同 左)							
プロボ	プロボストが行う業務	プロボス	プロボス					
ストオ	に係る事務に関し、必要	トオフィ	1					
フィス	な企画立案、連絡調整そ	ス担当部						
	の他の支援を行うこと。	長						
公正調	内部監査及び公益通報	監査担当	公正調査					
査 監 査	に係る事務に関し、公正	課長	監査室長					
<u>室</u>	調査監査室長を助け、及							
	び管理すること。							
	(同 左)							